

公益信託 アジア・コミュニティ・トラスト

2023年度（第2回）「アジア留学生インターン受入れ助成プログラム」

（インターン受入れ期間：2024年1月22日～2024年5月31日の計15～40日間）

インターンシップを希望する留学生の登録についてのご案内

1. プログラムの趣旨と目的

2012年1月、「公益信託アジア・コミュニティ・トラスト（ACT）」に、個人の寄付者から特別基金『アジア留学生等支援基金』が設定され、この基金からの支援によりアジアからの留学生の方々に、日本の市民組織（NPO/NGO）やその他民間非営利組織でインターンとして経験していただくプログラムを開始しました。本プログラムは、日本の大学に在籍するアジアからの留学生（正規の大学生・大学院生）が日本の民間非営利組織におけるインターンシップを通して、大学では得られない経験—日本社会の新しい動きや課題に取り組む現場での体験、地域社会の人々との直接的な交流等—をし、日本理解を深め、そして将来、留学生がインターンシップで習得した知見または技能を母国の社会で活用し、社会開発事業等の発展に資することを目的とします。これまでに、アジア15か国と地域からの留学生159名が、95団体でインターンを経験しました（2023年4月現在）。

【公益信託 アジア・コミュニティ・トラストとは】

公益信託アジア・コミュニティ・トラスト（ACT）は、日本初の募金型（コミュニティ型）公益信託として1979年に設立。設立以来、日本の個人や法人の皆様の信託金（寄付金）を基に、アジア15か国・地域、290以上の現地NGOが実施する事業814件に、総額約8億8,820万円の支援を実施してきました。（2022年3月末現在）。事務局は、（特活）アジア・コミュニティ・センター21（ACC21）がとめています。（詳しくはACTのウェブサイト（<https://act-trust.org/>）をご覧ください。）

2. インターン対象者

アジアの開発途上国（DAC援助受取国*1）から日本に留学し、日本の大学に在籍する留学生（大学・大学院の正規生）。

*1アジアのDAC援助受取国は、カンボジア、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ミャンマー、モルディブ、ラオス、パキスタン、ベトナム、インド、インドネシア、スリランカ、タイ、中国、フィリピン、モンゴル、マレーシア。（「アジア」は外務省の分類に基づく）

3. インターンの実施時期／期間

インターンシップの実施期間の長短にかかわらず、**2024年1月22日～2024年5月31日の間**。インターン日数は、**最少15日間、最大40日間**です（例：週3日で10週間（約2.5ヶ月間）も可能）。詳細は受入れ希望団体と相談して決めていただきます。なお、インターン終了後、1ヶ月内に受入れ団体に対し報告書を提出していただきます。

4. インターン受入れ団体（本プログラムの助成先団体）

日本の市民組織（NPO/NGO）やその他民間非営利組織（研究機関を含む）

対象となる活動分野：保健・医療、災害救援・復興、国際協力、高齢者介護、人権擁護、科学技術の振興、身体障がい者支援、平和の推進、経済活動の活性化、まちづくり、社会教育、文化・芸術、子どもの健全育成、環境保全、男女共同参画。そのほか、インターン希望者と受け入れ団体間の調整による他の活動分野については応相談。

—受入れ団体とインターン活動内容（事例）—

【事例 1：アジアからのNGO職員を受け入れ、研修を実施している団体】

- ・ワークショップ準備、英語記録係、翻訳作業
- ・アジアからの研修生と日本人との交流事業等イベント運営補助
- ・その他、NGO 日常業務

【事例 2：不登校の子どもを支援している団体】

- ・不登校の子どもの集まりにおける補佐
- ・人権を基礎とした保育に関わる研究や研修の補佐

【事例 3：環境保全活動を実施している団体】

- ・勉強会やイベントの準備、当日の補佐、企画
- ・自治体、企業、NPO などによる環境保全活動への参加
- ・プロジェクトの企画・準備・実施補佐

5. 活動にかかる費用

インターンには、**受入れ団体より食費補助（2,500 円/日、1,250 円/半日）、交通費が支給されます。**

このほか、新型コロナウイルス感染拡大期間などで、インターンが在宅業務を行う場合はインターネット通信費補助（200 円/日、100 円/半日）が、遠方でインターン活動を行う場合は、宿泊費（上限 7,000 円/日）が支払われますが、**原則として、留学生の在住場所とインターン受入れ団体の場所は、遠く離れていないこととします。**

したがって、インターンをする留学生には、原則として、インターンシップにかかる費用の負担はありません。**ただし、インターンシップとは関係のない、他の目的を兼ねた移動にかかる交通費は、往復とも認められません。**

インターン受入れに関わる費用は、受入れ団体が、公益信託 アジア・コミュニティ・トラスト「アジア留学生インターン受入れ助成プログラム」に助成申請し、2023 年 12 月中に予定されている公益信託アジア・コミュニティ・トラスト（ACT）運営委員会によって審議・決定（選考）されます。申請事業が採択されない場合もあります。

6. 2023 年度募集で ACT が助成できる対象団体数とインターン数（目安）

対象団体数：15～30 団体

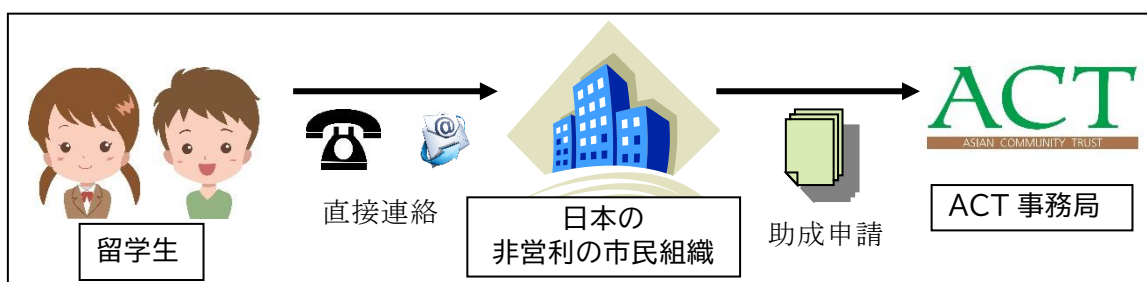
対象インターン数：15～30 人（原則、1 人/団体）

7. インターン活動を希望する留学生からの申し込み方法

インターンを希望する留学生には、以下の2つの申し込み方法があります。

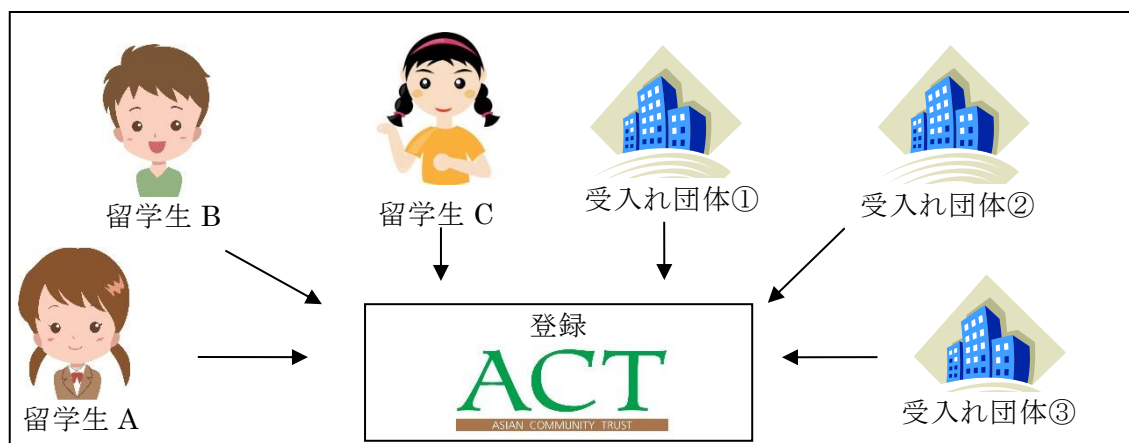
方法1 インターン活動をしたい団体（登録団体リストにない場合）に留学生が直接電話などで問い合わせる。

直接、インターンをしたいと思う団体に問い合わせる。その際、この「アジア留学生インターン受入れ助成プログラム」のことをご説明ください。その団体が本プログラムの対象条件を満たしていれば、団体から ACT に助成を申請することができます。



方法2 留学生が ACT 事務局に登録する。

インターンを希望する留学生は、別添の「登録団体リスト」の中からインターン活動をしたい団体（第1希望の団体、第2希望の団体）を選び、「留学生登録用紙」に必要事項を記入し、**2023年10月27日（金）～2023年11月10日（金）の間**に、ACT事務局までEメールで送ってください。



登録締切り後、ACT事務局は登録順に、留学生を団体へ紹介します。

ACT事務局から連絡先の情報をお知らせするまで、留学生と団体間で直接連絡をとらないでください。ただし、登録されても、結果的に希望されるインターン先が見つからない場合もあることをご理解ください。

8. 登録団体と登録留学生の面接



双方の同意を得てから連絡先の情報をお知らせします。インターン受入れを希望する団体と留学生が直接連絡をとり、オンラインまたは対面により面接し、インターンの条件や活動内容、スケジュール等について、話し合っただけで決定していただきます。

- 自分の大学の授業、研究、フィールドワーク、アルバイト等のスケジュールを十分確認してから、インターンのスケジュールを決めてください。
- 受入れ団体と留学生との間で合意したインターン実施期間については、**「母国に一時帰国する」**など、**留学生の個人的な理由でインターン実施期間を変更することは原則として認められません。**

9. 団体から ACT への助成申請

上記の面接の結果、両者（登録留学生、登録団体）が合意した場合、**受入れ団体が公益信託 アジア・コミュニティ・トラスト (ACT) に助成申請します** (ACT への 2023 年度 (第 2 回募集) 助成申請書の提出期限は、**2023 年 12 月 1 日 (金)**)。なお、受入れ団体①と留学生 C のように、両者（希望留学生と希望団体）の間で合意ができず、ACT への助成申請に至らない場合もあります。



以上